

商工労政

商工業の概要	187
融資制度	192
支援制度	194
企業誘致	198
工業団地	201
物流ネットワークシティ事業	211
中心市街地活性化事業	212
株式会社 まちづくり会津	214
労働政策	215
会津町方伝承館	217

商工業の概要

概 況

本市は、400年以上の歴史を持つ漆器産業や酒造業など、歴史と伝統に培われた地場産業とともに発展してきた。その後、昭和42年に半導体関連企業が立地したことを契機として電子精密機械産業が発展し、本市製造業において従業者数及び製造品等出荷額の約半数を占めるなど、本市経済を支える重要な産業となった。また、平成5年に会津大学が開学して以降、ITベンチャー企業を生み出してきた。

東日本大震災後、原子力発電所事故による風評被害等により地域経済は低迷したが、国・県等による復興支援の取組などにより、企業の経営環境や雇用環境は改善している。

しかし、原材料価格の上昇や世界経済の不透明さ等もあり、将来に向けて安定した地域経済を見通すことができる状況にはない。

今後も、中小企業に対する金融支援や関係機関との連携による雇用対策をはじめ、地場産業の振興、農商工連携による販路拡大など、各産業の振興に努める。更には会津若松市中心市街地活性化基本計画に位置付けられた事業を市民協働により着実に推進していくことで中心市街地の活性化を図り、元気な会津の再生・復活を目指す。

また、会津大学復興支援センターの開設や首都圏産学官連携組織との連携協定による事業の展開等の産学官連携事業が活発化しており、今後も引き続き、会津大学や民間企業等との連携を強固にし、新たな産業の創出や企業誘致に取り組んでいく。

○地域物産の販路拡大

地域産品の販路については、今後も引き続き、これまで築いてきた首都圏等の自治体や企業とのネットワークによる情報を駆使し、会津地域の行政機関や関係団体と連携しながら、様々な機会をとらえてイベントや物販フェアの開催等に取り組み、販路拡大を図るとともに、地域産品の安全・安心について発信していく。

また、平成26年2月に大手流通企業と締結した地域貢献協定を有効活用し、そのノウハウ等の提供・支援を受けながら、地域の事業者のレベルアップと底上げを図っていく。

○金融・雇用対策の推進

続く物価高騰等の影響により、今後も注視が必要な本市の経済状況において、市の融資制度を拡充し、企業の資金調達における負担軽減と金融の円滑化を図る。

雇用対策では、県の基金事業を積極的に活用し、被災者を含めた失業者の雇用機会の創出を図ってきた。また、平成29年度から周辺市町村及び県、主要経済団体等で「就職フェア in あいづ実行委員会」を設立し、事務局として合同就職面接会を開催し、就職支援に取り組んでいる。

○企業誘致の推進

本市経済が将来にわたって持続的に発展していくためには、新たな企業誘致が不可欠であり、足腰の強い産業基盤を形成し、雇用拡大により、若者の定着、市民所得の向上を図る必要がある。

こうしたなか、平成22年から分譲した河東工業団地は平成27年に完売、平成28年から分譲した徳久工業団地についても平成31年に完売し、市外からの新規立地と雇用創出が図られている。

さらに、本市経済の一層の活性化に向け、企業誘致の受け皿となる工業団地の確保が求められていることから、令和6年3月に（仮称）新工業団地基本計画を策定し、新たな工業団地整備に向けた取組を進めている。

また、平成20年に組織された「会津産業ネットワークフォーラム（ANF）」による企業間交流や産業人材育成等の取組を支援し、会津地域内ものづくり企業の連携強化に努めている。

加えて、ICT関連産業の集積に向けた「ICTオフィス環境整備事業」や、次世代産業の新規参入と事業拡大促進に向けた「次世代産業支援事業」により、新たな産業基盤を構築し、地域活力の維持向上を図っている。

○IT産業の振興

IT産業は本市経済の発展に重要な役割を担う産業であり、これまで会津産IT技術の認定やIT特許相談窓口の開設、ITベンチャー販路拡大展示会出展補助など、ベンチャー企業が持続的に創出される環境整備を図り、また、データアナリティクス等、高度なIT人材をはじめ多様なIT技術を有する人材の育成にも取り組むことで、新事業創出と起業促進、企業集積を推進してきた。

今後は、こうした環境を最大限に活かし、会津大学および地元ITベンチャー企業等との産学官連携を強固にしながら、IT産業の活性化に取り組んでいく。

○魅力ある商業空間の整備

中心市街地の商店街の魅力を向上し、賑わいを創出するためには、地域資源を生かした事業展開によ

り他地域との差別化を図ることが必要であることから、商店街等が自ら行う各種イベント、街路灯をはじめとする施設整備、空き店舗対策などの活動に対し、中小企業及び小規模企業振興条例に基づく積極的な支援を展開している。

また、市民協働事業として、市民団体や関係機関、商店街等が連携し、まちなかの賑わいづくりに向け取り組んでいる。

○経営基盤強化への支援

厳しい経済環境下において、中小企業の経営安定や経営体質の強化を図るため、中小企業未来資金保証融資制度等の各種融資制度を整備するとともに、融資にかかる信用保証料の補助等を行うことにより、中小企業の資金調達の円滑化を支援している。

また、中小企業の人材育成に対する支援について、中小企業及び小規模企業振興条例に基づく支援制度や国・県による各種支援制度の利用促進に努めているほか、会津若松商工会議所をはじめとした経済団体と緊密に連携を図ることにより、各企業の実情に応じたきめ細やかな経営支援を行っている。

○地場産業振興施策の展開

本市経済の発展に大きな役割を果たしてきた地場産業を取り巻く環境は、後継者問題や生活様式の変化、消費者ニーズの多様化等による消費低迷などの問題を抱えている。

伝統産業の振興を図るためには、後継者育成を含めた経営基盤の強化が必要であり、伝統技術を継承する後継者の養成及び自立・産地定着を支援するとともに、事業者の意欲的な取組に対し、関係機関と連携を図りながら側面的な支援を行っている。

また、平成13年に開設された「県ハイテクプラザ会津若松技術支援センター」は、地場産業の技術開発基盤を支える施設であり、今後も地場産業振興の中核として、会津大学との連携を含め積極的な活用を図っていく。

更に、伝統的工芸品と地場産品に対する理解と関心を高め、会津地域の幅広いものづくりの振興を図るため、「会津ブランドものづくりフェア」を開催し、会津のものづくり文化を地域内外に発信するとともに、地域の特色ある資源の魅力に磨きをかけ、地域産業の振興を図る。

地場産業の振興については、消費者ニーズに対応した商品開発や販路拡大の取組が必要であるが、事業者ごとにターゲット等の戦略が異なることから、業界支援と合わせ、個別のニーズに対応する支援も行っていく。

○情報化対策の推進

地域社会が着実な発展を遂げていくには、情報化対策は避けて通れない重要課題である。帝国データバンク等の各種情報の収集提供をはじめ、会津大学や商工会議所、関係団体等との連携をより密にして地域情報の収集など、情報ネットワークの推進に努める。また、首都圏経済人との交流を図り、種々の情報ネットワークの確立を図っていく。

◆商業の推移

年次	種 別	事業所数	従業員数 (人)	年間販売額 (万円)
H24	卸売業	474	3,256	14,249,827
	小売業	1,339	8,468	13,320,916
	計	1,813	11,724	27,570,743
H26	卸売業	488	3,791	15,969,822
	小売業	1,339	8,842	16,587,193
	計	1,827	12,633	32,557,075
H28	卸売業	464	3,492	16,186,622
	小売業	1,272	8,582	16,234,993
	計	1,736	12,074	32,421,615
R3	卸売業	435	3,492	13,352,712
	小売業	1,134	8,582	16,210,232
	計	1,569	12,074	29,562,944

◆商業占有率の推移 (単位：%)

年次	卸売業+小売業		卸売業		小売業	
	対会津	対福島県	対会津	対福島県	対会津	対福島県
H3	72.1	8.7	86.9	9.2	51.5	7.8
6	69.9	8.5	86.0	9.0	50.0	7.6
9	67.7	8.1	84.0	8.0	52.7	8.3
14	68.9	7.5	82.7	7.6	56.6	7.5
16	68.1	6.9	82.5	6.6	56.7	7.3
19	69.4	6.7	84.2	5.8	59.5	7.9
24	67.7	7.5	82.1	7.5	56.5	7.6
26	70.2	7.8	87.1	7.1	61.0	8.5
28	64.6	6.6	75.7	6.0	56.4	7.4

◆大規模小売店舗数 (令和4年3月31日現在)

区 分	店舗数	店舗面積(m ²)	備考
大規模小売店舗	41	134,829	1,000m ² 以上

◆販売効率等

区 分	業 種	H28	H26	H24	H19
1店当りの 従業員数 (人)	平 均	7.0	6.9	6.5	6.5
	卸売業	7.5	7.8	6.9	7.1
	小売業	6.7	6.6	6.3	6.3

1店当りの 年間販売額 (万円)	平 均	18,676	17,820	15,207	15,623
	卸売業	34,885	32,725	30,063	30,824
	小売業	12,763	12,387	9,948	10,679
従業員1人 当りの年間 販売額(万 円)	平 均	2,685	2,577	2,352	2,391
	卸売業	4,635	4,213	4,376	4,323
	小売業	1,891	1,876	1,573	1,684
1店当りの 売 場 面 積 (m ²)	小売業	146.1	145.4	143.5	143.1

※平成19年までについては商業統計調査の県公表確定値、平成24年以降については、経済センサス—活動調査県公表確定値を採用

※商業統計調査と経済センサス—活動調査については調査方法が異なるため厳密には数値が連結しない

◆大規模小売店舗の出店経過

年度	第一種	第二種	計
H5 以前	6件 (36,281m ²)	25件 (27,312m ²)	31件 (63,593m ²)
H6	1件 (4,111m ²)	6件 (8,454m ²)	7件 (12,565m ²)
H7	-	2件 (1,669m ²)	2件 (1,669m ²)
H8	1件 (4,308m ²)	4件 (8,385m ²)	5件 (12,693m ²)
H9	-	3件 (2,193m ²)	3件 (2,193m ²)
H10	-	-	-
H11	1件 (4,985m ²)	-	1件 (4,985m ²)
H12	2件 (7,355m ²) ※法律改正により1,000m ² 以上		
H13	1件 (3,208m ²)		
H14	2件 (6,334 m ²)		
H15	2件 (10,665 m ²)		
H16	2件 (5,372 m ²)		
H17	3件 (25,452m ²)		
H18	2件 (4,586m ²)		
H19	0件		
H20	2件 (7,189m ²)		
H21	2件 (7,592m ²)		
H22	1件 (1,100m ²)		
H23	0件		
H24	1件 (1,990m ²)		

H25	0 件
H26	0 件
H27	0 件
H28	0 件
H29	1 件 (1,842㎡)
H30	0 件
R1	1 件 (1,440㎡)
R2	0 件
R3	2 件 (8,617㎡)

※ ()内は売り場面積

◆製造業の実態（令和元年）

○事業所数

区 分	事業所数(所)	構成比(%)
漆器関連産業	28	16.47
食品関連産業	40	23.53
木工関連産業	6	3.53
金属関連産業	12	7.06
機械器具関連産業	16	9.41
電子精密機械工業	21	12.35
そ の 他	47	27.65
計	170	100.00

○従業員数

区 分	従業員数(人)	構成比(%)
漆器関連産業	717	8.22
食品関連産業	881	10.10
木工関連産業	65	0.74
金属関連産業	918	10.52
機械器具関連産業	868	9.95
電子精密機械工業	4,042	46.32
そ の 他	1,236	14.16
計	8,727	100.00

○年間出荷額等

(単位：万円)

区 分	出荷額	加工費等	計	構成比(%)
漆器関連産業	445,087	167,995	613,082	0.77
食品関連産業	1,356,256	146,553	1,502,809	6.93
木工関連産業	103,824	7,332	111,156	0.51
金属関連産業	6,601,380	292,017	6,893,397	31.78
機械器具関連産業	1,230,590	160,522	1,391,112	6.41
電子精密機械工業	7,368,455	1,827,728	9,196,183	42.40
そ の 他	1,671,629	308,702	1,980,331	9.13
計	18,777,221	2,910,849	21,688,070	100.00

◆工場立地動向

○新增設別動向

区 分	R5	R4	R3	R2	R1	H30
新 設	0	2	0	3	1	2
増 設	4	5	0	0	1	9
計	4	7	0	3	2	11

○新增設別動向

区 分	R5	R4	R3	R2	R1	H30
漆器関係	0	0	0	0	0	1
木工関係	0	1	0	0	0	0
化学関連	1	1	0	0	0	1
金属関連	0	1	0	0	1	1
一般機械	0	0	0	0	0	0
電子・精密	0	1	0	0	0	2
その他	3	3	0	3	1	6
計	4	7	0	3	2	11

※ 数値は、福島県工業開発条例に基づく届出件数

◆製造業の推移

区 分	事業所数 (所)	従業員数 (人)	年間出荷額 (万円)
昭和 57	570	13,066	18,710,485
58	1,243	14,788	20,772,891
59	553	14,145	26,720,669
60	1,181	15,681	27,583,636
61	561	14,767	26,550,074
62	528	14,076	27,864,591
63	1,114	15,106	32,429,215
平成元	522	13,894	32,003,251
2	1,049	14,738	33,981,262
3	473	13,301	31,552,829
4	423	12,876	29,222,237
5	925	13,632	29,417,106
6	377	10,545	29,788,125
7	815	12,571	39,102,940
8	342	11,328	38,498,492
9	360	11,214	41,076,607
10	832	12,229	29,614,068
11	342	10,571	26,455,963
12	711	11,557	28,152,886
13	288	10,161	29,072,606
14	269	9,913	26,426,858
15	600	10,211	24,901,995
16	295	10,984	29,702,248
17	288	10,910	29,457,462
18	272	10,960	33,527,139
19	268	11,552	32,284,242
20	501	10,701	22,835,180
21	233	9,134	21,842,362
22	218	8,814	23,570,794
23	361	5,959	17,690,099
24	203	7,896	19,105,507
25	200	8,065	21,804,054
26	199	8,010	21,223,646
27	204	8,805	23,056,963
28	190	8,494	20,382,390
29	192	8,556	22,971,574
30	180	8,583	24,218,454
R1	170	8,727	21,688,070

※ 昭和 57、59、61、62、平成元、3、4、6、8、9、11、13、14、16、17、18、19、21、22、23、24、25、26 年については、従業員数が 4 人以上の事業所の集計。
網掛け部分は全事業所調査の集計。

※ 平成 16 年、17 年については、旧北会津村、旧河東町分も含む

融 資 制 度

市 融 資 制 度

◆中小企業未来資金保証融資制度

市内で同一事業を1年以上営み、市税を完納しており、福島県信用保証協会の信用保証を受けられる中小企業信用保険法第2条第1項に規定する中小企業者に融資する。（「セーフティネット保証」、「東日本大震災復興緊急保証」の利用者を含む。）

〈資金使途〉 運転資金及び設備資金
 〈融資枠〉 2,400,000千円
 〈預託額〉 600,000千円
 〈運用倍率〉 4.0倍
 〈預託利率〉 無利子
 〈融資限度額〉 2,000万円以内
 〈償還期間〉 設備資金10年以内
 運転資金10年以内
 （共に3年以内の据置可）

〈融資利率〉
 ・ 融資期間5年以内 年2.2%以内
 （※1.7%以内）
 ・ // 5年超7年以内 年2.3%以内
 （※年1.8%以内）
 ・ // 7年超10年以内 年2.4%以内
 （※年1.9%以内）

※「セーフティネット保証」、「東日本大震災復興緊急保証」利用時の利率

〈信用保証料率〉 保証協会の所定の扱いによる
 〈信用保証料補助〉 信用保証料の全額（100%）補助
 ※ただし令和7年3月31日までに融資を受けたものに限る。

〈担保〉 金融機関の所定の扱いによる

〈保証人〉 //

〈融資の状況〉

区分	融 資 額		貸 付 残 高	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
令和5年度	128	852,620	298	1,413,064
令和4年度	97	663,910	243	976,804
令和3年度	71	354,300	211	588,750

◆工場設置融資制度

会津若松市企業立地促進条例第3条第1項の規定により市長の指定する地域に工場、事業所、研究所又はコールセンターを新設、増設又は移転する中小企業者に融資する。

〈資金使途〉 設備資金
 〈指定する地域〉 工業地域等

〈預託額〉 0円
 〈運用倍率〉 3倍
 〈預託利率〉 無利子
 〈融資限度額〉 1億円以内
 〈償還期間〉 15年以内（1年以内の据置可）
 〈融資利率〉 5年以内：年2.0%以内
 5年超10年以内：2.2%以内
 10年超15年以内：2.5%以内
 （保証付の場合は年0.1%引き）

〈信用保証料率〉 保証協会の所定の扱いによる

〈担保保証人〉 金融機関の所定の扱いによる

〈融資の状況〉

区分	融 資 額		貸 付 残 高	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
令和5年度	0	0	0	0
令和4年度	0	0	0	0
令和3年度	0	0	0	0

◆地域総合整備資金貸付（ふるさと融資）制度

地域振興につながる民間の事業活動等を支援し、活力と魅力ある地域づくりを推進するために、地域総合整備財団の支援を得て事業資金を無利子で融資する。

〈対象事業の要件〉 次の要件を全て満たすこと

- ①公益性、事業採算性等の観点から実施される事業
- ②事業地域内において1人以上の新たな雇用の確保が見込まれる事業
- ③貸付対象費用の総額（用地取得費を除く）が1,000万円以上の事業
- ④用地取得等の契約後5年以内に営業が開始される事業

〈対象事業者〉 第3セクターを含む法人事業者

〈融資額〉 貸付対象事業に係る借入総額の45%以内で16.8億円を限度とする

〈償還期間〉 5年以上15年以内（5年以内の据置期間を含む）

〈融資利率〉 無利子

〈担保保証人〉 民間金融機関等の連帯保証

◆会津漆器協同組合融資制度

会津漆器協同組合員に融資する。

〈資金使途〉	手形割引
〈預託額〉	10,000 千円
〈運用倍率〉	4 倍
〈預託利率〉	無利子
〈融資限度額〉	700 万円以内
〈融資利率〉	年 2.0%
〈融資の状況〉	

区分	融 資 額		貸 付 残 高	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
令和 5 年度	33	12,713	10	2,942
令和 4 年度	38	14,861	10	4,287
令和 3 年度	35	16,992	14	6,419

預託による市以外の融資制度

◆中小企業等協同組合融資制度

商工中金に出資している中小企業の各種団体及びその構成員の全業種（ただし、貸金業、遊興娯楽、風俗営業等の一部制限あり）に融資する。

〈資金使途〉	運転資金及び設備資金
〈預託額〉	75,000 千円
〈預託利率〉	無利子
〈融資限度額〉	商工中金所定の取り扱いによる。
〈融資期間〉	運転 10 年以内、設備 15 年以内 (2 年以内の据置可)
〈融資利率〉	商工組合中央金庫所定利率
〈信用保証料率〉	保証付の場合は保証協会所定利率
〈担保〉	必要に応じて
〈保証人〉	原則役員その他の保証人が必要
〈融資の状況〉	

※令和 4 年度で終了

区分	融 資 額		貸 付 残 高	
	件数	金額(千円)	件数	金額(千円)
令和 5 年度	0	0	0	
令和 4 年度	47	2,239	-	-
令和 3 年度	62	2,949	140	5,896

融資にかかる市補助制度

◆中小企業未来資金保証融資制度

信用保証料補助金交付制度

市中小企業未来資金保証融資制度を利用し、申請時において納期が到来している市税（国保税を含む）を完納している中小企業者に交付する。

〈補助対象〉	信用保証料
〈補助率〉	全額（100%補助）

◆創業支援信用保証料補助金交付制度

福島県企業家支援保証制度要綱中の創業関連保証枠を利用し融資を受け、創業後 1 年以内の中小企業者に交付する。

〈補助対象〉	信用保証料
〈補助率〉	3/4（75%補助）

支援制度

中小企業及び小規模企業振興条例に基づく補助制度

◆安全安心施設設置等事業補助金

来街者の安全安心を支える公共性の高い施設を設置又は維持管理する場合、その費用の一部を補助する。

〈補助対象〉

- ① 街路灯(1基以上)
- ② 駐車場(普通乗用車10台以上収容可能なもの)
- ③ イベント広場(ポケットパーク及びストリートファニチャーを含む。)
- ④ 駐輪場
- ⑤ 放送設備
- ⑥ 防犯カメラ
- ⑦ ①から⑥までに掲げるもののほか、商店街の利便、活性化に寄与するものと市長が認めるもの

〈補助金額〉

- A 中心市街地活性化基本計画に基づき実施する事業：補助対象経費の3分の2以内
- B 上記以外の事業：補助対象経費の3分の1以内

〈補助限度額〉

- ① 街路灯1基当たり 全部建替えの場合30万円、一部付替えの場合20万円
- ② 1,000万円
- ③ 500万円
- ④ 500万円
- ⑤ 100万円
- ⑥ 50万円
- ⑦ 市長が認める額

〈対象団体〉

商店街振興組合、事業協同組合、任意商店会、まちづくり会社

〈対象経費〉

設計費、工事管理費、本体設置等の工事費

〈補助の状況〉

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
件 数 (件)	2	5	3
補助金額(千円)	99	269	2,487

◆事業協同組合共同施設設置事業補助金

事業協同組合などが共同事業を行うため施設を設置する場合、費用の一部を補助する。

〈補助対象〉

高度化事業計画に基づき設置する施設で、中小企業等協業組同組合法(昭和24年法律第181号)第9条の2第1項第1号又は第9条の9第1項第4号に掲げる共同施設

〈補助金額〉 補助対象経費の5分の1以内

〈補助限度額〉 2,000万円

〈対象団体〉 事業協同組合、協同組合連合会

〈対象経費〉 設計費、工事管理費、本体設置等の工事費

〈補助の状況〉 平成27年度～令和5年度 なし

◆イベント事業補助金

商店街等や中小・小規模企業者などがイベントを行う場合、費用の一部を補助する。

〈補助対象〉

- A 広く一般市民を対象に行うもので、商工業の伸展に寄与することを目的として、業界全般に有益な効果を及ぼすものと市長が認める展示会、見本市又はこれらに類するイベント
- B 地域に定着し住民に親しまれるなど、継続のための支援が必要と市長が認めるイベント
- C 売上向上を図るため、広く一般市民の参加を求めて行うイベント
- D 地元の産品を活用し、広く一般市民の参加を求めて行う販売促進イベント

〈補助対象外〉 A 対象経費が50万円未満の場合

〈補助金額〉

- A 補助対象経費の2分の1以内
- B 補助対象経費の2分の1以内
- C 補助対象経費の3分の1以内
- D 補助対象経費の3分の1以内

〈補助限度額〉

- A 100万円
- B 30万円
- C 30万円
- D 30万円

〈対象団体〉

- A 事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、酒造組合、酒販組合、生活衛生同業組合
- B 商店街振興組合、任意商店会
- C 事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、酒造組合、酒販組合、生活衛生同業組合、商店街連合会、商店街振興組合、任意商店会
- D 中小・小規模企業者(3者以上で構成されている団体に限る。)

〈対象経費〉

会場設営費(会場借上料を含む)、宣伝広告費、謝礼金(旅費を含む)、警備委託費、企画・運営に係る委託費(補助対象経費の3分の1以内)

〈補助の状況〉

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
件 数 (件)	6	4	2
補助金額(千円)	929	766	930

◆人材育成事業補助金

商店街等や中小・小規模企業者などが研修事業を主催する場合や、他の団体等の主催する研修事業等に参加する場合、費用の一部を補助する。

〈補助対象〉

- A 商店街等が(1)研修事業を主催、(2)他の団体等が主催する研修事業に参加する場合
- B 中小・小規模企業者が研修事業を主催、他の団体等が主催する研修事業に参加する場合
- C 商店街等が先進地への視察研修事業を主催する場合

〈補助対象外〉① 大半が業務に直接関係しない一般教養の向上、娯楽、スポーツ、レクリエーションに類するも
② 大会、総会への出席が主たる目的、内容等である場合

〈補助金額〉 補助対象経費の2分の1以内

〈補助限度額〉

- A (1) 20万円、(2) 10万円
- B 10万円、
- C 20万円

〈対象団体〉

- A 及び C 事業協同組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、酒造組合、酒販組合、生活衛生同業組合、商店街振興組合、任意商店会、まちづくり会社
- B 中小・小規模企業者

〈対象経費〉

参加に要する旅費、参加負担金、資料代、会場借上料、講師謝礼金(旅費を含む)

〈補助の状況〉

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
件 数 (件)	3	4	3
補助金額(千円)	535	513	184

◆まちなか出店応援補助金

中心市街地の遊休不動産や空き家を活用し出店する場合、費用の一部を補助する。

〈補助対象〉

中心市街地の遊休不動産(店舗、ビル、倉庫、土地など企業活動に使用されていない不動産)や空き家を活用し、自らが事業を行うために出店する事業

〈補助金額〉

補助対象経費の2分の1以内(ただし、チャレンジ企業応援補助金との重複は不可)

〈補助限度額〉

- A 商店街に出店する場合 250万円
- B A以外に出店する場合 150万円

〈対象団体等〉

創業、第二創業、移転、多店舗展開等を予定する個人又は法人、団体等(組織の法的形態は問わない。)

〈対象経費〉

開業に要する費用

- ① 店舗部分の施設整備に要する工事費(内外装工事、給排水設備工事、冷暖房・空調設備工事、電気・照明工事、ガス設備工事、建具工事、消防設備工事、情報設備工事、看板設置工事、設計監理費(デザイン料を含む。)、資材購入費(内外装工事に係るもの)等)
- ② 店舗のブランディングに要する費用(ロゴデザイン、ホームページ、動画、写真、宣伝広告等の作成及び媒体掲載等に係る委託費、Web 公告料等)

◆チャレンジ企業応援補助金

地域資源を生かした新製品の研究開発、大学等の研究機関と連携した新技術開発、斬新なアイデアによる新サービスの開発・試験運用、新たなビジネスモデルの創出など、新事業展開を図るにあたっての調査研究や試験的な実施等の取組を「会津若松市チャレンジ事業」として認定し、その事業に係る費用の一部を補助する。

〈補助対象〉

市長が認定した会津若松市チャレンジ事業

〈補助金額〉 3分の2以内

〈補助限度額〉 【新事業創出枠】 100万円
【創業枠】 50万円

〈対象団体〉

【新事業創出枠】

- A 市内で同一事業を引き続き1年以上営んでいる中小企業者
- B Aの中小企業者が2分の1以上を占め、代表となっている団体(交付に関する手続等は、代表の中小企業者が行うものとする。)

【創業枠】

市内で事業を始めて1年以内、又は今後事業を始める予定の個人、又は法人

〈対象経費〉

機械装置に係る経費、試験依頼に係る経費、調査・分析に係る委託費、その他市長が必要と認めた経費

〈補助の状況〉

※いずれも新事業創出枠

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
件 数（件）	2	1	1
補助金額(千円)	1,000	66	1,128

◆組織化助成金

事業協同組合など新規に法律に基づく中小企業団体を組織化する場合、助成金を交付する。

〈補助対象〉

中小企業者が、次の組合等を新規に設立する場合

事業協同組合、事業協同小組合、協同組合連合会、企業組合、協業組合、商店街振興組合、商店街振興組合連合会

〈助成金額〉 1団体につき

15万円 + (3,000円×組合(員)を上限に、組合等の設立に要した経費を助成します。

〈交付の状況〉平成27年度～令和5年度 なし

会津漆器産業に対する主な支援制度

長い歴史と伝統に育まれ、本市を代表する地場産業である会津漆器産業の技術後継者の養成及び会津漆器のPRと販路拡大を図ることを目的に、様々な支援を実施している。

◆会津漆器技術後継者訓練奨励金

雇用する労働者に技能を習得させるため、会津漆器技術後継者訓練校の行う職業訓練を受講させた事業主に対して、訓練期間において奨励金を交付する。雇用する労働者1人に対して、月72,000円を支給する。

◆会津漆器使用拡大支援補助金

市内外の旅館、ホテル、飲食店等が業務用として会津漆器を購入する場合、その経費の一部を補助する。

〈補助率〉	購入費の3分の1以内
〈補助限度額〉	50万円
〈対象団体〉	市内外の旅館、ホテル、飲食店、割烹、料亭等

◆会津漆器産業従事者支援補助金

会津漆器産業従事者及び会津漆器協同組合が行う商品開発、需要開拓、情報発信など会津漆器の振興に資すると認められる取組にかかる経費の一部を補助する。

対象者	会津漆器産業従事者（1者のみ）	会津漆器産業従事者のグループ（2者以上）	会津漆器協同組合
要件	会津漆器協同組合員であること	構成員に会津漆器協同組合員を含むこと	—
補助率 上限額	補助対象経費の3分の1以内 上限10万円	補助対象経費の3分の1以内 上限25万円	補助対象経費の2分の1以内 上限50万円

〈補助対象経費〉

謝金、旅費、消耗品費、試作・改良費、広告宣伝費、役務費、通信運搬費、委託料、使用料及び賃借料、会場整備費、その他経費

◆公共建築物建設経費1%漆製品予算化事業

本市が全国でも屈指の漆器産地であることを、広く市民や観光客の方々にPRするため、市が公共建築物を建設する際に、その建設経費の1%を会津塗りのパネルや壁画、建築部材等の経費に割り当て、漆を身近に感じるまちづくりを展開することを目的に、「公共建築物建設経費1%漆製品予算化事業」を平成8年度から実施している。

〈平成8年度実施施設〉

- ・ノーマライズ交流館パオパオ（パネル）
- ・片柳デイサービスセンター（パネル）
- ・片柳町集会所（施設名表示看板）
- ・厩町市営住宅（案内板）

〈平成9年度実施施設〉

- ・身体障害者療護施設アガッセ（オブジェ）

〈平成10年度実施施設〉

- ・湊小学校（パネル）

〈平成14年度実施施設〉

- ・小金井小学校（パネル）

〈平成22年度実施施設〉

- ・会津若松市生涯学習総合センター 會津稽古堂（1F ブック型案内板、会津図書館看板、屋外の柱）

〈平成27年度実施施設〉

- ・鶴城小学校（パネル）

〈平成29年度実施施設〉

- ・河東学園中学校（パネル）

〈令和2年度実施施設〉

- ・行仁小学校（パネル）

循環型地域経済活性化奨励金

市内の住宅関連産業や商業者を中心とした地域経済の活性化と地産地消の推進を図るため、会津若松市産材及びその他福島県産材を使用した木造住宅を新築又は購入し、市内の小売店で日常的な物品の購買を行った個人に対して奨励金を支給する。

◆支給対象者

- ・市内居住のために、地元建築業者に住宅を新築させた個人
- ・市内居住のために、地元建築業者が販売した建売住宅を最初に購入した個人

ただし、

- ・賃貸又は売却を目的として住宅を取得した者
- ・市税等の滞納のある者は対象とならない。

◆対象物件

- ・使用木材のうち、会津若松市産材その他福島県産材を概ね 30%以上使用して建築された住宅

◆支給額

- ・建物分に賦課された固定資産税に相当する金額又は登録加盟店で購入した金額の合計額のうちいずれか低い金額を上限とし、税の納付及び小売店での購買を証した領収書での請求をもって3か年の期間支給する。
- ・ただし、3か年の支給総額は500,000円を限度とする。

〈支給の状況〉

区 分	令和5年度	令和4年度	令和3年度
件 数 (件)	11	11	19
支給金額 (千円)	568	582	1,012

企業誘致

企業誘致推進事業

本市においては、少子高齢化が進行し人口減少が続く中、これに歯止めをかけ、定住人口の増加と地域経済の活性化を図ることが喫緊の課題となっている。そのような状況のもとで、産業基盤の確立が不可欠であることから、企業誘致など産業振興に向けた各種施策に取り組んでいる。特に、企業誘致は産業振興や雇用拡大をはじめ、定住人口の増加、若者の地元定着など経済的波及効果が大きい施策であることから、積極的に取り組んでいくものである。平成31年1月に徳久工業団地が完売し、企業誘致の受け皿となる新たな工業団地の整備が必要とされていることから、令和6年3月、（仮称）新工業団地基本計画を策定し、早期分譲開始に向けた取組を進めていく。

企業立地促進条例に基づく奨励金

企業立地促進条例に基づく奨励金として、企業立地奨励金、賃貸借型企業立地奨励金、設備投資奨励金及び雇用奨励金があり、下記の条件を満たす企業に奨励金を交付する。

◆対象・要件

(1) 企業立地奨励金

	新設	増設	移転
工場 植物工場	・敷地面積 1,000㎡以上 ・投下固定資産総額1億円以上又は新たに雇用する常勤従業員（以下「新規雇用常勤従業員」）数が工場は30人以上、植物工場は20人以上	・建築面積 500㎡以上 ・投下固定資産総額3,000万円以上又は新規雇用常勤従業員数が工場は20人以上、植物工場は10人以上	移転前と比較し、建築面積を縮小しないもの
事業所 （通信業・情報サービス業・インターネット付	投下固定資産総額5,000万円以上又は新規雇用常勤従業員数5人以上（中小企業者	投下固定資産総額2,000万円以上又は新規雇用常勤従業員数1人以上	

随サービス業)	は2人以上)		
コールセンター 研究所 （自然科学研究所・製造業の研究部門）	投下固定資産総額5,000万円以上又は新規雇用常勤従業員数20人以上	投下固定資産総額2,000万円以上又は新規雇用常勤従業員数10人以上	

(2) 賃貸借型企業立地奨励金

	新設	増設
工場	新規雇用常勤従業員数30人以上	新規雇用常勤従業員数20人以上
事業所	新規雇用常勤従業員数5人以上（中小企業者は2人以上）	新規雇用常勤従業員数1人以上
植物工場 研究所 コールセンター	新規雇用常勤従業員数20人以上	新規雇用常勤従業員数10人以上

(3) 設備投資奨励金

投下償却資産（機械・装置に限る）総額5,000万円以上、かつ、新規雇用常勤従業員数1人以上

(4) 雇用奨励金

(1)～(3)の奨励金に該当する場合で、本市に居住する常勤従業員10人以上を新規に雇用

◆金額

(1) 企業立地奨励金

工場等の設置後、最初に賦課された固定資産税（土地・建物）相当額を3年間交付

(2) 賃貸借型企業立地奨励金

年間の賃借料の4分の1（中小企業者が事業所の用に供する建物を賃借する場合は2分の1）相当額を3年間交付（単年度の上限500万円）

(3) 設備投資奨励金

償却資産の設置後、最初に賦課された固定資産税（償却資産の機械・装置）相当額を1回交付

(4) 雇用奨励金

1人につき10万円を1回交付

地域未来投資促進法に基づく優遇措置

地域未来投資促進法に基づき、福島県では、県内6つの地域(県北、県中、県南、会津、相双、いわき)において基本計画を策定し、国から同意を得た。事業者が基本計画に適合する「地域経済牽引事業計画」を策定し、県の承諾を受け、事業を実施した場合、不動産取得税や固定資産税の減免措置などの支援を受けることができる。

◆前提条件

以下の特例を受けるためには、県から事業計画承認後、かつ施設等取得前に国に確認申請を行い、確認書の交付を受ける必要がある。

◆地方税の特例(土地・家屋・構築物のみ)

不動産取得税	課税免除
固定資産税	課税免除(初年度から3年間)など

(1) 要件

- ①土地・建物・附属設備・構築物の取得価格が1億円以上
- ②前年度の減価償却費の10%を超える投資額
- ③対象事業の売上高伸び率(%) $\geq$ 過去5事業年度の対象事業に係る市場規模の伸び率(%) $+5\%$ かつ、対象事業の売上高伸び率(%)がゼロを上回る
- ④以下いずれかの先進性を有する
 - ・開発又は生産する製品の先進性
 - ・開発又は提供する役務の先進性
 - ・製品の生産又は販売の方式の先進性
 - ・役務の提供の方式の先進性

◆法人税の特例

対象設備	特別償却	税額控除
機械・装置	40%	4%
器具・備品	40%	4%
建物・附属設備・構築物	20%	2%

(1) 要件

- ①投資額が2,000万円以上100億円未満
- ※②～④は上記「地方税」に同じ

中小企業等経営強化法に基づく優遇措置

先端設備導入計画は、中小企業等経営強化法に規定されて中小企業者が、設備投資等を通じて労働生産性を図るための計画。この計画は、新たに導入する設備が所在する市町村が国から「導入促進基本計画」の同意を受けている場合に、中小企業者が認定を受けることが可能であり、市町村の認定を受けた中小企業者は、税制支援や金融支援などの支援措置を活用することができる。

◆前提条件

先端設備等導入計画の認定を受けることが出来る中小企業者とは、中小企業等経営強化法第2条第1項に該当する方である。また、固定資産税の特例措置を受けることが出来る中小事業者等とは、資本金もしくは出資金の額が1億円以下の法人(みなし大企業等は除く)等である。

◆先端設備等導入計画の主な要件

- ①計画期間が、3年間～5年間の計画であること
- ②労働生産性に関する目標が、基準年度(直近の事業年度末)比で年平均3%以上向上すること
- ③先端設備等の種類とは、生産性の向上に必要な生産、販売活動等の用に直接供される、機械及び装置、器具及び備品、測定工具及び検査工具、建物附属設備など
- ④計画内容
 - ・国の「導入促進指針」及び市の「導入促進基本計画」に適合するもの
 - ・認定経営革新等支援機関において事前確認を行った計画であること

◆固定資産税の特例措置

固定資産税	・課税標準1/2に軽減(3年間) ・課税標準1/3に軽減(4・5年間) (従業員に対する賃上げ方針の表明を計画内に記載した場合)
-------	---

(1) 要件

- ①年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれることについて、認定経営革新等支援機関の確認を受けた投資計画に記載された投資の目的を達成するために必要不可欠な設備
 - ・機械装置(160万円以上)
 - ・測定工具及び検査工具(30万円以上)
 - ・器具備品(30万円以上)
 - ・建物附属設備(60万円以上)
- ※家屋と一体となって効用を果たすものを除く

企業立地促進成功報奨制度

企業立地促進成功報奨制度は、個人・法人を問わず、企業立地情報を有し、本市への企業誘致に協力していただき、情報提供や交渉支援などの仲介をもとに立地が決定し、操業開始に至れば、固定資産評価額に応じた成功報奨金を交付する。

◆情報提供者

企業立地に関する情報を有し、本市の企業誘致施策にご協力いただける方で、市と企業の仲介や交渉等に取り組むことができる者（個人・法人を問わない）。※活動費は無償

◆対象業種

- ア 製造業
- イ 情報サービス業
- ウ 研究所（自然科学研究所、製造業の研究部門）
- エ 植物工場（完全人工光型）

◆支給要件

(1) 製造業、植物工場

- ①面積要件 敷地面積 1,000㎡以上
- ②投資額要件 固定資産評価額が 5,000 万円以上
- ③雇用要件 市内居住新規雇用常勤従業員数が 10 人以上

(2) 情報サービス業、研究所

- ①面積要件 事務所等の延べ床面積 300㎡以上
- ②投資額要件 固定資産評価額が 1,000 万円以上
- ③雇用要件 市内居住新規雇用常勤従業員数が 5 人以上

※操業開始から 3 年以内に上記要件を満たすこと。

◆成功報奨金の額

土地及び建物に係る固定資産評価額の 3% 以内（限度額 1,000 万円）

◆成功報奨金の支払い時期

企業の操業開始後

ICT 産業集積促進事業

平成 28 年 4 月、ICT 関連産業の集積を図るため、ICT オフィス環境整備事業基本計画を策定し、同年事業用地として JT 会津営業所跡地を購入した。併せて、官民連携による事業スキームとして、民間事業者（現：AiYUMU）を公募選定し、平成 29 年にオフィスの建設着工、平成 31 年 4 月にスマートシティ AiCT として開所した。当該オフィスには、令和 5 年度末時点で 43 社が入居し、首都圏の大手企業やベンチャー企業、地元企業など ICT 関連産業の集積が進んでいる。

◆事業手法

(1) 官民連携事業

市が公募プロポーザル方式により選定した民間事業者（※1）が計画し整備する ICT オフィスを、市と民間事業者とが共有（※2）し連携して事業推進を図る。施設の維持管理・運営は民間事業者が主体的に担う。

※1 株式会社 AiYUMU（アユム）

※2 共有持分 ㈱AiYUMU 54/100 : 市 46/100

◆事業地

会津若松市東栄町 118 番（敷地面積 9,496.97㎡）

◆施設規模

ICT 関連企業の入居者概ね 500 人規模のオフィス

◆主な施設

- (1) オフィス棟 鉄骨造 4 階建
（オフィススペース 3 階まで）
- (2) 交流棟 木造平屋建
- (3) 機械室棟 鉄筋コンクリート造 2 階建

◆事業期間

平成 29 年 5 月 22 日から 22 年

◆エリア総称

「スマートシティ AiCT（アイクト）」

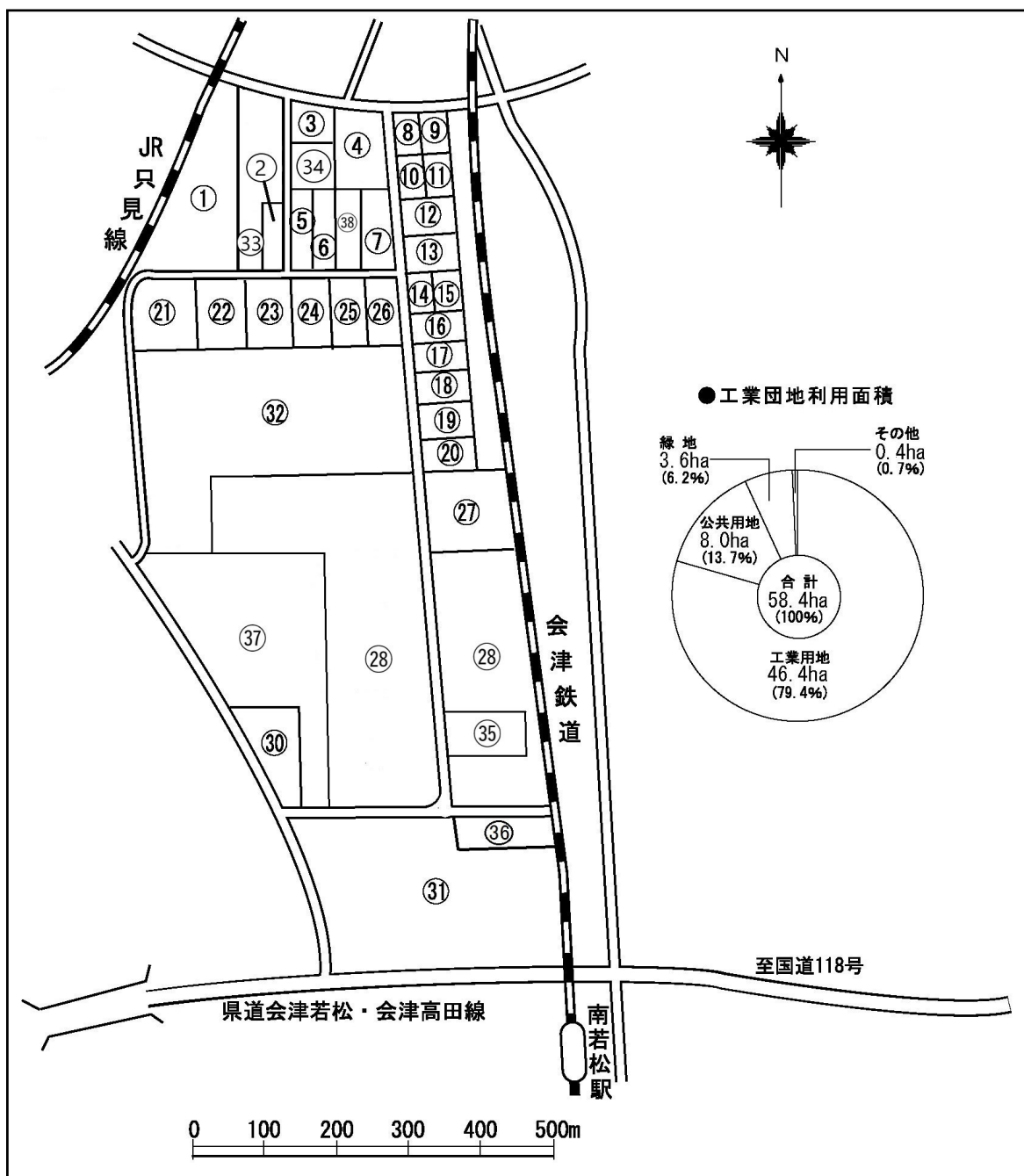
平成 30 年に一般公募し、スマートシティ AiCT（アイクト）に決定。

スマートシティ AiCT とは、会津 ICT の略。AiCT の「A」には、AIZU、AI、Advance（前進、進出）などの意味合いが込められている。

工業団地

会津若松工業団地

- ◆特色 会津地域の中核工業団地として、本市産業に非常に大きなウェイトを占める半導体関連工場を中心に、製造工場が多く立地し、本市の重要な産業基盤を形成している。
- ◆位置 会津若松市門田町工業団地地内
- ◆面積 58.4ha（分譲面積 46.4ha）
- ◆造成年 昭和 47 年度～昭和 56 年度
- ◆造成主体 福島県
- ◆造成方法 公的開発
- ◆分譲価格 12,600 円/㎡
- ◆分譲状況 昭和 57 年 9 月～昭和 59 年 11 月（完売）
- ◆工場位置



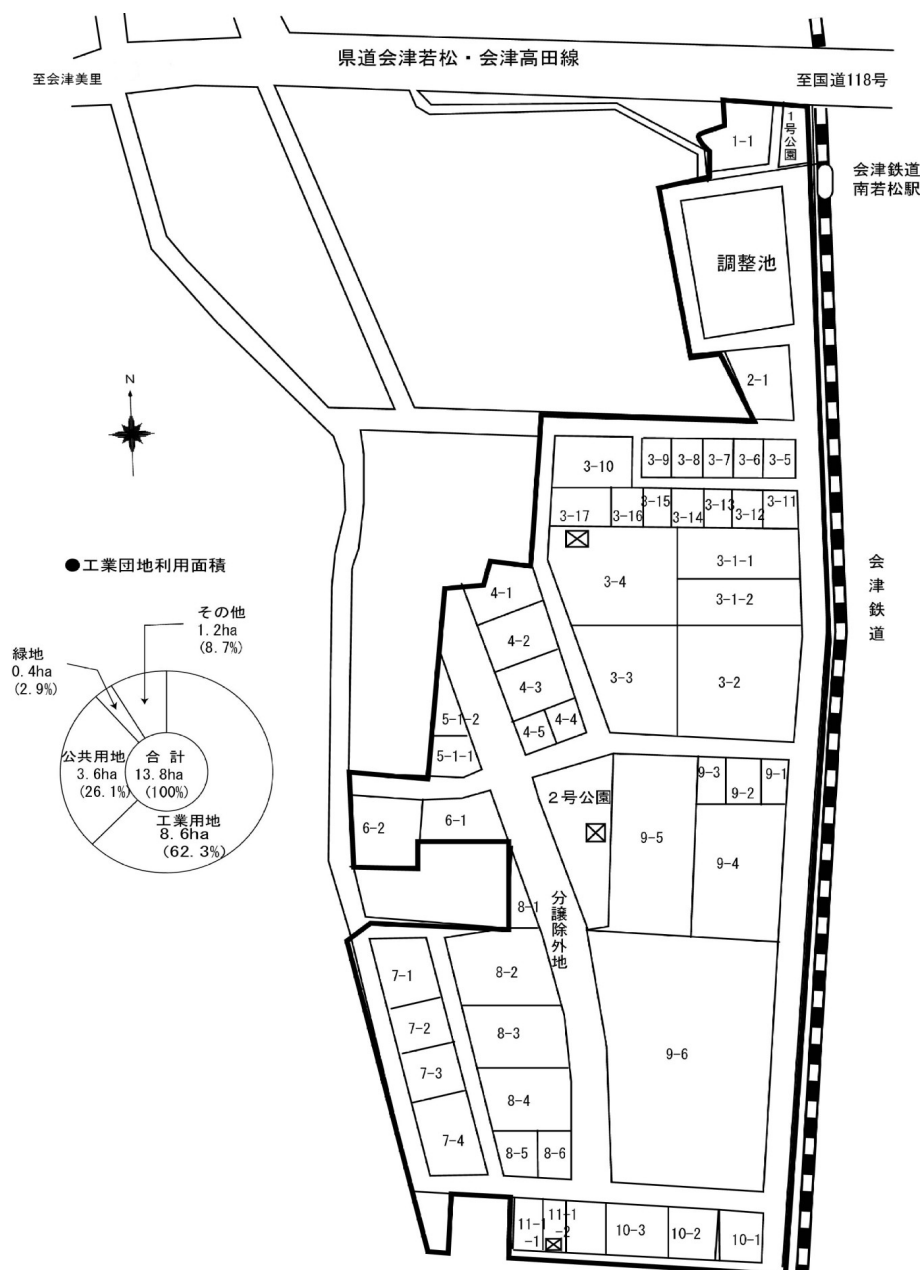
◆立地企業

No.	企 業 名	業 種	操業年月
1	(株)台和会津事業所	漆器製造業	平成 元. 9
2	入三鋼材(株)	鉄鋼業	昭和59. 11
3			
4	岡田電気産業(株)	電設資材・住設建材	令和 3. 9
5・24	(株)ピーアンドエム	機械・同部分品製造業	平成14. 5
6	(有)原田表装店	床・内装工事業	// 28.
7	(株)ピーアンドエム (※駐車場)	機械・同部分品製造業	// 26. 8
8	今野建具製作所	建具製造業	昭和61. 6
9・11	(有)キョーケン		
10	(有)馬場建築	木造建築工事業	// 60. 1
12	川田工業所	仏具製造業	昭和56. 7
13	三和シャッター工業(株)会津若松営業所		
	ナショナル・ベンディング(株)会津若松営業所		
	タカハタサッシ		
14	(株)福島情報処理センター		
15	(有)小椋工務店	建築業	
16	(株)パックス	加工紙製造業	昭和61. 10
17	(有)城南製作所	建築用金属製品製造業	// 56. 1
18	(有)若松環境衛生センター	廃棄物収集運搬業	// 59. 1
19	赤崎電子(有)		
20	会津リブ工業(株)	板金・金物工事業	平成 2. 4
21	(株)古賀セミコンテクノロジー	半導体製造装置製造	令和 3. 1
	(株)会津精密技術研究所	半導体製造装置製造	令和 2. 10
22・23	(有)今美愛塗装工業	自動車整備業	平成 2. 9
25・33 ・34	丸隆工業(株)	機械・同部分品製造業	// 13. 11
26	(株)たなか商会		平成28.
27	会津コスモス電機(株)	自動車電装品製造業	平成21. 12
28	富士通(株)		
30	大陽日酸(株)門田ガスセンター	ガス業	昭和57. 10
31	武州製薬(株)会津工場	医薬品製造	令和 4. 9
32	オン・セミコンダクター会津(株)	電子部品・デバイス製造業	平成26. 12
35	(株)ケアネット会津サービスセンター	介護事業所	// 22. 5
36	(株)スズケン福島営業部会津支店	医薬品卸売業	// 23. 10
37	(株)AFSW	電子部品・デバイス製造業	平成26. 12
38	(株)ムラオカプラミング	給排水・衛生設備工事業	令和 3. 1

一ノ堰工業団地

- ◆特色 既成市街地における住工混在の解消と、新たな工場の誘致のために整備した工業団地である。
- ◆位置 会津若松市門田町大字一ノ堰地内
- ◆面積 13.8ha（分譲面積 8.6ha）
- ◆造成年 平成5年度～平成6年度
- ◆造成主体 会津若松地方土地開発公社（プロパー事業）
- ◆造成方法 開発行為
- ◆分譲価格 31,600 円/㎡
- ◆分譲状況 平成11年9月完売
- ◆事業経過

平成3年度	基本計画策定	平成4年度	用地取得、基本調査、実施設計
平成5年度	開発行為許可、造成工事	平成6年度	造成工事、分譲開始



◆立地企業

No.	企 業 名	業 種	操業年月
1 - 1	(株)矢部工業	鋼構造物板金工事業	
2 - 1	} 北日本印刷(株)	印刷業	平成 9 年 11 月
3-1-1			
3-1-2	丸善商事(株)	紙製品卸売業	平成 28 年
3 - 2	} 会津パッケージ(株)	紙製品製造業	平成 7 年 9 月
3 - 3			
3 - 4	丸善商事(株)	紙製品卸売業	平成 11 年 2 月
3 - 5	佐竹建築	建築業	平成 8 年 6 月
3 - 6	鈴木工芸	漆器製造業	平成 8 年 8 月
3 - 7	アートプラン建設(株)	土木建築業	平成 9 年 5 月
3 - 8	加藤建具店	建具製造業	平成 9 年 10 月
3 - 9	(有)会津公衛建設	建設業	平成 8 年 7 月
3 -10	(有)三浦建設	建設業	平成 8 年 4 月
3 -11	(有)海宣	看板製造業	平成 8 年 3 月
3 -12	(株)櫻木建設	建設業	平成 9 年 7 月
3 -13	(有)進弘製作所	一般機械器具製造業	
3 -14	(有)樋浦建築	建設業	平成 9 年 4 月
3 -15	伸和住宅(株)	建設業	平成 9 年 4 月
3 -16	五十嵐自動車鈑金	自動車整備業	平成 7 年 10 月
3 -17	東北電力(株)	電力業	
4 - 1	丸善商事(株)	紙製品卸売業	
4 - 2	東北電力(株)	電力業	
4 - 3	(有)A パーツ	自動車解体業	
4 - 4	(有)会津由建	建築業	平成 8 年 7 月
4 - 5	日の出印刷	印刷業	平成 7 年 11 月
5-1-1	(有)馬場建築	建築業	平成 11 年 8 月
5-1-2	個人	太陽光発電	
6 - 1	(株)満田屋	食品製造業	平成 9 年 6 月
6 - 2	(株)ミリオ	電気機械器具製造業	平成 10 年 8 月
7 - 1	(有)小沢豆腐店	食品製造業	
7 - 2	(有)タケマタ	建築業	平成 8 年 3 月
7 - 3	(株)山忠商事	看板製造業	平成 10 年 4 月
7 - 4	MRB 建設工業(株)	建設業	
8 - 1	(有)大島機械製作所	機械製作業	
8 - 2	} (有)A パーツ	自動車解体業	
8 - 3			
8 - 4	エスアイ(株)	看板・標識機製造業	
8 - 5	(有)中村豊蔵商店	漆器製造業	平成 8 年 4 月
8 - 6	(有)浅沼住宅	建築業	平成 10 年 4 月
9 - 1	土橋建具店	建具製造業	平成 7 年 8 月
9 - 2	(株)荒井工務店	建築業	
9 - 3	(有)A パーツ	自動車解体業	
9 - 4	荒川産業(株)	鉄鋼業	平成 8 年 11 月
9 - 5	(株)ウエステック	産業廃棄物中間処理業	
9 - 6	(株)東北入谷まちづくり建設	舗装材料製造業	平成 9 年 1 月
10 - 1	(有)オール物産	卸売業	平成 17 年 4 月
10 - 2	雄昭建設(有)	建設業	平成 11 年 5 月
10 - 3	黒岩建設(有)	建設業	平成 9 年 4 月
11-1-1	(有)水野工務店	看板製造業	平成 11 年 7 月
11-1-2	特定非営利活動法人ピーターパンネットワーク	障がい者福祉共同生活援助事業	平成 25 年 4 月

会津若松高久工業団地

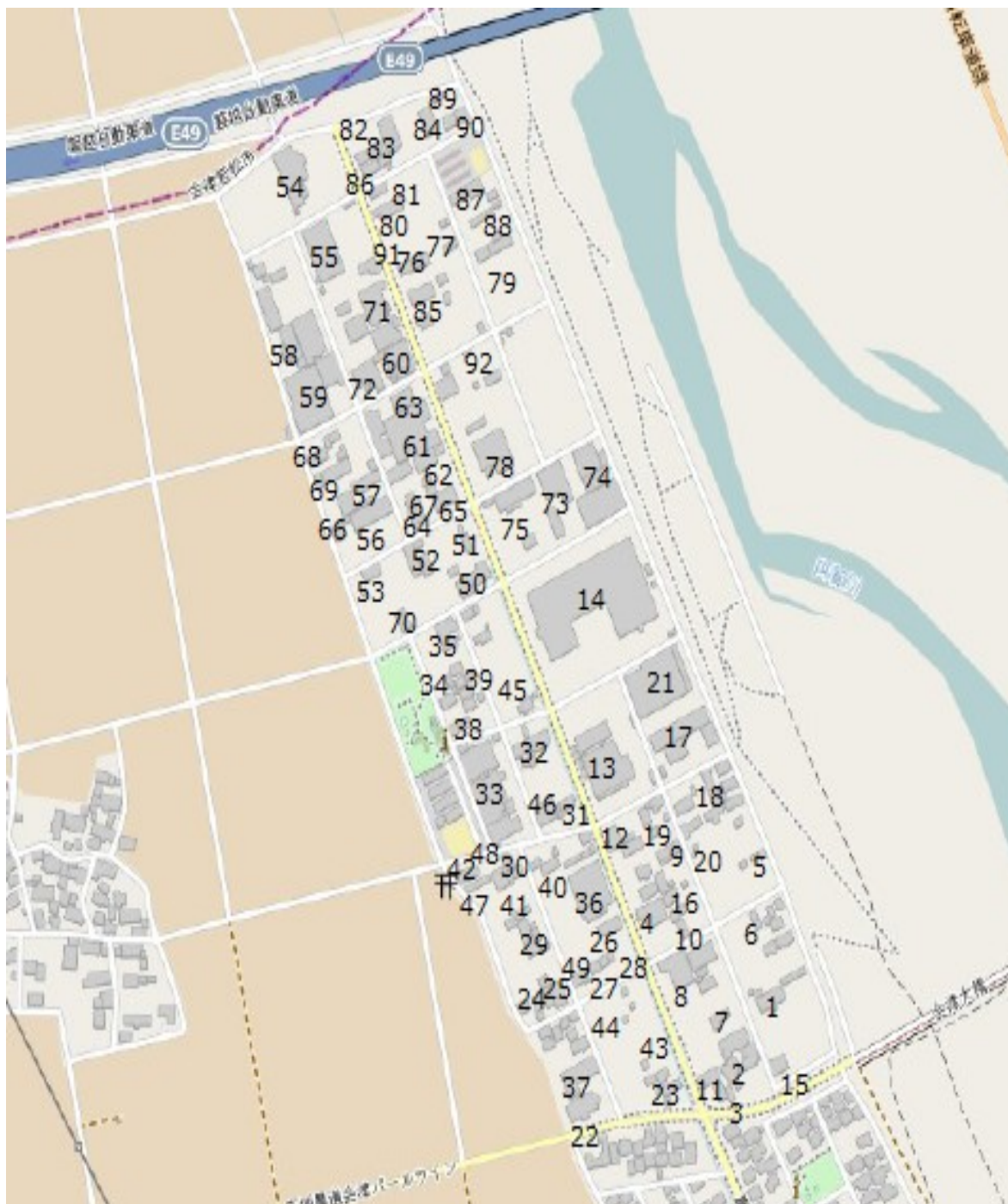
- | | |
|---|--|
| <p>◆特色 一箕町に昭和42年に立地した富士通(株)会津工場が、設備老朽化等に伴い移転が必要となったため、その移転用地として整備した工業団地である。</p> <p>◆位置 会津若松市神指町大字高久地内</p> <p>◆面積 24.3ha (分譲面積 20.5ha)</p> <p>◆造成年 平成8年度～平成9年度</p> <p>◆造成主体 会津若松地方土地開発公社 (プロパー事業)</p> <p>◆造成方法 開発行為
(市街化調整区域における大規模開発)</p> <p>◆分譲価格 24,450 円/㎡、24,756 円/㎡ 他</p> <p>◆分譲状況 平成15年に完売</p> <p>◆立地企業</p> | <p>◆事業経過</p> <p>平成7年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・農村活性化土地利用構想の策定 ・農振除外、農地転用 ・都市計画法に基づく開発許可手続き ・用地取得 ・埋蔵文化財試掘、発掘調査 <p>平成8年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・埋蔵文化財発掘調査 ・造成工事 <p>平成9年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・立地基本協定の締結 ・造成工事完了 <p>平成15年度</p> <ul style="list-style-type: none"> ・完売 |
|---|--|



No.	企 業 名	業 種	操業年月
1	大陽日酸(株)会津ガスセンター 高久ガスセンター	ガス業	平成13年6月
2			
3	日本テキサス・インスツルメンツ(株)	電子部品・デバイス製造業	平成22年9月

北会津工業団地（真宮工業団地）

- ◆特色 旧北会津村の北会津村真宮土地区画整理事業として整備した工業団地である。
- ◆位置 会津若松市真宮新町
- ◆面積 33.4ha（分譲面積 25.5ha）
- ◆事業年次 昭和 58 年度から昭和 60 年度
- ◆事業主体 北会津村真宮土地区画整理組合
- ◆開発手法 土地区画整理事業
- ◆分譲価格 約 10,600 円／㎡
- ◆分譲状況 完売



◆立地企業

No.	企業名	番地
1	(公財)福島県保健衛生協会 会津地区センター	1-13
2	(医)二瓶クリニック	1-11-1
3	真宮薬局	1-11-4
4	東日本フード(株) 会津営業部	1-50
5	(株)シンエイ	1-23
6	(有)五十嵐組	1-20
7	(株)会和工務店	1-7
8	タイヤランド北会津	1-6
9	(株)セルクル 会津工場	1-41
10	東日本通商(有)	1-46-2
11	アイボディケア(株) 会津工場	1-1
12	(有)高橋凡建築	1-60
13	(株)フォーシーズンファクトリ 会津工場	1-61-1
14	会津オリンパス(株) 北会津工場	1-95
15	まみや食堂	1-12
16	(有)武藤製作所	1-42
17	(株)クリタ	1-81-3
18	(有)豊パッケージ会津	1-32
19	(有)アイテックサービス若松	1-39
20	コジマ建設工業(株)	1-26
21	(株)大善 リオンドール物流センター	1-81-1
22	(株)岩村製餡工場	2-1
23	(株)一休さん大黒堂 真宮新町店	2-16
24	(有)ボディリペアムラマツ	2-39-2
25	(有)マルシゲモーター商会	2-39-1
26	(株)大善	2-25
27	(株)鈴和起設	2-37
28	庄建技術(株) 会津営業所	2-23
29	(有)ワカデン工業 北会津工場	2-45
30	(有)スミルーフ	2-52-2
31	雪下工務店	2-72
32	アライ(株)	2-78
33	ヒメジ理化(株) 会津工場	2-55
34	郡山観光運輸(株) 会津営業所	2-100-1
35	(有)福寿電気	2-98
36	(株)大善 リオンドールチルドセンター	2-28
37	(株)岩村製餡工場	2-3
38	(株)リバティ	2-93-2
39	(有)福島セルフペイント	2-96-2
40	(有)共生 真宮工務センター	2-32-1
41	(株)共進	2-48
42	(社福)啓和会 障がい福祉サービス事業所 Mamiyaつどいの家	2-51
43	(株)楓 ケアホーム楓	2-18
44	(株)楓 ケアホーム桂	2-8
45	日進建設(株)	2-89
46	(株)クリア製作所	2-70
47	(社福)啓和会 プリムローズ	2-50
48	(有)日生相互技研	2-52-4
49	コーヒー&ティールーム 私の部屋	2-38
50	(株)ジェーシーエス 会津営業所	3-6

51	グリーンレンタル(株)	3-8
52	イージーエム大和(株)	3-10
53	グリーンレンタル(株) 会津営業所	3-13
54	(株)江戸屋 蔵粋浪漫 (株)えどやフーズ	3-65-2
55	(株)廣村商事 (有)大成興産 (株)ニーズ	3-41
56	(株)板橋建材	3-16
57	大内わら工品(株) 会津営業所	3-17
58	(株)ピカット東北 真宮工場	3-56-2
59	(株)マルヤス工業 会津工場	3-56-1
60	(株)佐藤クリーニング リネンサプライ工場	3-51
61	大陽日酸エンジニアリング(株) 会津機器製作所	3-22
62	光和建材(株) 会津営業所	3-30
63	(株)アフィ工業	3-34
64	大陽日酸エンジニアリング(株) 会津機器製作所	3-27
65	日章重設(株)	3-31
66	(有)日本相互技研 第二工場	3-18
67	(有)佐藤商事運輸 会津若松営業所	3-29
68	(株)後藤歯科商店 会津店	3-20-4
69	(有)福島空調システム	3-20-1
70	(株)エイエス電気 会津事業所	3-3
71	(株)佐藤クリーニング 第二工場	3-37
72	ホワイト急便福島 会津工場 ホワイト急便福島 真宮工場店	3-50
73	(有)紙屋商店	4-2
74	(株)大善 北会津営業所	4-3
75	江信特殊硝子(株) 会津工場	4-1
76	(有)根本防水	4-35
77	(有)モトキ商事 くまんち (一社)ふくしまいのちの森	4-49
78	(株)大善	4-16
79	(株)カナモト 会津営業所	4-61
80	—	4-39
81	(株)安中製作所 会津営業所	4-41
82	車屋COPIN	4-91
83	オガワ産業	4-90
84	会津信用金庫 北会津倉庫	4-81
85	(株)ジャス	4-34-1
86	伊太利亭	4-89-1
87	総合緑建(株)	4-63-1
88	(有)広大	4-62
89	福福亭	4-76
90	ヘアサロンルシア	4-69
91	ケーワイ輸送	4-37
92	(有)エンシチ	4-29

会津若松河東工業団地

- ◆特色 磐梯河東 I C から程近い河東町に新たに整備した、豊かな自然に囲まれた工業団地である。
- ◆位置 会津若松市河東町工業団地 地内
- ◆面積 〔開発面積〕 19.1ha 〔分譲面積〕 8.5ha
- ◆事業主体 会津若松地方土地開発公社(プロパー事業)
- ◆総事業費 約 12 億 6,000 万円
- ◆事業年次 平成 19 年度～平成 23 年度
- ◆分譲価格 17,500 円/㎡ (助成制度により 10,500 円/㎡)
- ◆事業経過

平成 19 年度 基本計画策定	平成 21 年度 造成工事、確定測量
平成 20 年度 測量調査、地質・土質調査、造成設計一部	(区画 1) 分譲開始
都市計画法に基づく開発行為	平成 24 年度 分譲開始
林地開発連絡調整	
- ◆分譲状況 完売 (平成 27 年 8 月)



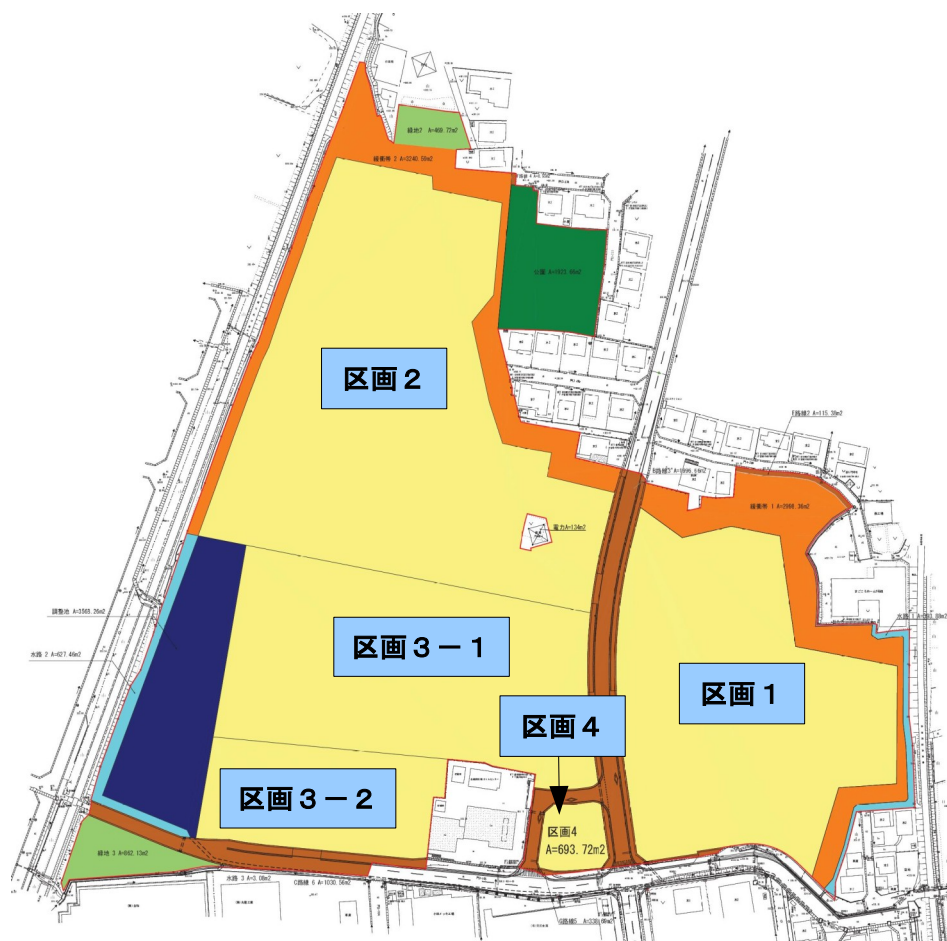
◆ 立地企業

No.	企 業 名	業 種	操業年月
区画 1	(株) グリーン発電会津	電気業	平成 24 年 7 月
区画 2	(株) 羅羅屋	かばん製造業	平成 24 年 8 月
区画 3	(株) サンプライト	金属製品製造業	平成 23 年 12 月
区画 4-1 (西側)	(株) グリーン発電会津	電気業	平成 24 年 7 月
区画 4-1 (東側)	(株) グリーン発電会津	電気業	平成 24 年 7 月
区画 4-2	(株) サンプライト	金属製品製造業	平成 26 年 7 月
区画 5	西田精機 (株)	金属製品製造業	平成 26 年 6 月

会津若松徳久工業団地

- ◆特色 会津若松工業団地の北側（門田町徳久地区）に新たに整備した工業団地である。
- ◆位置 会津若松市門田町工業団地 地内
- ◆面積 〔開発面積〕 6.0ha 〔分譲面積〕 5.1ha
- ◆事業主体 会津若松地方土地開発公社（プロパー事業）
- ◆総事業費 約 14 億 4,000 万円
- ◆事業年次 平成 27 年度～平成 28 年度
- ◆分譲価格 25,287～28,145 円／㎡（助成制度あり）
- ◆事業経過

平成 24 年度 事業化決定	平成 25 年度 不動産鑑定評価
平成 26 年度 測量・地質・土質調査、基本・実施設計、農地転用、都市計画法に基づく開発行為	
平成 27 年度 造成工事	平成 28 年度 造成工事、確定測量、分譲開始
- ◆分譲状況 完売（平成 31 年 1 月）



◆ 立地企業

No.	企 業 名	業 種	操業年月
区画 1	会津コスモス電機（株）	電子部品製造業	平成 29 年 6 月
区画 2	ヒメジ理化（株）	ガラス・同製品製造業	令和 2 年 3 月
区画 3-1	（株）東亜電気工業	電子部品製造業	平成 31 年 4 月
区画 3-2	（株）会津クォーツ	ガラス・同製品製造業	平成 30 年 9 月
区画 4	ヒメジ理化（株）	ガラス・同製品製造業	令和 2 年 3 月

物流ネットワークシティ事業

事業の背景

第4次全国総合開発計画で提唱された多極分散型国土の形成を図り、地方への都市機能の分散、国土構造の変革を目指し、全国的に高速交通体系の整備が進展するなか、会津地方においても、磐越自動車道の建設が着々と進められてきた。

一方、本市では、磐越自動車道を活用した地域活性化の一環として、昭和61年3月策定の「新まちづくり計画」において「全会津の流通拠点となる卸センターなどの整備」を掲げ、さまざまな検討を行ってきた。

この様な状況の中で、平成元年に運輸省の「物流ネットワークシティ構想」のモデル地区（全国15か所）の指定を受け、これを機に、高速交通体系の整備に対応した「地域の核となる物流の拠点づくり」を目指す機運が高まった。

事業の効果

会津地区における物流拠点としての物流ネットワークシティの整備は、物流関連業はもとより産業全般、さらに地域社会に対しても以下のような影響と効果を及ぼすと考えられる。

- ① 広域的な物流拠点を整備し、高度な流通サービスを確立することにより、地域住民や各産業への物資の安定的供給と社会経済活動のより一層の向上が図られる。
- ② 卸売業、運送業等、地域の物流関連中小企業の協業、共同化により、将来に向けた企業経営の向上、発展が図られる。
- ③ 新たな雇用の場の創出、従業員の生活の安定、向上が図られる。
- ④ 会津の新しい玄関口の整備として、また本市北西部地区における新たなまちづくりの一環として、その先導的役割を果たすことができる。
- ⑤ 首都圏や東北圏、北陸圏等とのネットワークが強化され、地域経済圏の拡大が期待される。

事業の主な経過

平成元年 7月	運輸省モデル事業として「会津若松地区」が指定される
2年 7月	「会津若松市物流ネットワークシティ対策本部」設置（庁内）
11月	「会津若松市物流ネットワークシティ構想推進会議」設立
4年 1月	卸商団地協同組合、トラックセンター協同組合設立認可

10月	磐越自動車道会津若松・郡山間開通
5年 10月	市街化区域編入、実施設計完了
6年 6月	用地取得（計画面積の約78%）
7年 3月	一部用地取得（計画面積の約94%）
8年 2月	造成工事完了
3月	卸商団地協同組合、トラックセンター協同組合へ一括分譲
4月	各協同組合より各入居企業へ分譲
9年 2月	第Ⅱ期計画の東側（中核的複合機能区域）の整備計画を一時中断
5月	「会津若松市物流ネットワークシティ構想推進会議」を総会において事務整理後解散することが決定
10月	磐越自動車道全線開通
12年 2月	東側（中核的複合機能区域）整備計画白紙撤回を決定
13年 7月	会津都市計画（会津若松 IC 周辺地区計画）の変更
9月	「会津若松 IC 周辺地区計画区域内建築物の制限に関する条例」の一部改正
15年 6月	会津都市計画（会津若松 IC 周辺地区計画）の変更
6月	「会津若松 IC 周辺地区計画区域内建築物の制限に関する条例」の一部改正
19年 3月	物流ネットワークシティ特別会計の廃止
4月	エリア内用地の分譲の完了

エリア概要

◆面積

- 全体面積 40.05ha
- ・会津若松卸商団地協同組合ゾーン：20.55ha
 - ・会津若松トラックセンター協同組合：5.21ha
 - ・公共用地等：14.29ha

中心市街地活性化事業

本市では、会津若松駅から鶴ヶ城周辺を対象地区に、第3期会津若松市中心市街地活性化基本計画（以下「第3期計画」という。）を新たなコンセプトで策定した。

第3期計画では、地域全体が中心市街地に対する共通の「まちの方針」に向かって活動する姿を目指し、親しみと共感が得られる「まちの目指す姿（理想像）」を、基本理念や基本方針に設定した。

これからの「まちの目指す姿」について、住民、事業者、関係団体、行政などの「まちに関わるすべての人」と目線を合わせながら、一体的なまちづくりを進めていく。

◆第3期会津若松市中心市街地活性化基本計画

【計画期間】

令和5年4月から令和10年3月まで（5年）

【中心市街地の位置及び区域】

- (1) 区域面積 約160ha
- (2) 区域の考え方

市の玄関口であり、交通の結節点でもあるJR会津若松駅から、商業が集積している中心商店街、行政施設や福利施設等の公共公益エリアを経て、本市のシンボルである鶴ヶ城に至る範囲を中心に活性化の取組を進める。

対象区域は、前計画のエリアを基本としながら、その外縁部も含め計画の対象とする。



【基本理念】

「まちが育ち、人を育み、未来へつなげるまちづくり」

▶ 愛称「マチイク」

人がまちを育てる

まちが人を育てる

共通の指針となる愛称をもとに、親しみの持てるまちづくりのビジョンとなることを目指す。

【基本方針】

○ 基本方針1

地域経済のエンジンとして力強く成長していくまちづくり

（目指す姿）

- ① 消費者のニーズに応える魅力を備えたエリア
- ② 事業活動の場として好ましい環境を備えたエリア
- ③ 「稼ぐ力」を備え、地域経済の原動力として機能するエリア

○ 基本方針2

「思い出」を生み、「想い」を育むまちづくり

（目指す姿）

- ① 豊かで多様な「体験」や「記憶」を生むエリア
- ② 人を惹きつける「居心地の良さ」を備えたエリア
- ③ 地域ならではの「思い出」を生み、地域を担う人材を育むエリア

【目標指標】

- 目標1 中心市街地での滞在人口を増やすこと
目標指標 1日あたりの滞在人口
現状値 35,500人 ▶ 目標値 45,000人
- 目標2 中心市街地を日常的に訪れる市民を一人でも多く増やすこと
目標指標 日常的に訪れる市民の割合
現状値 24.2% ▶ 目標値 30%
- 目標3 中心市街地での消費や体験に関する地域住民の満足度を向上させること
目標指標 日常的に訪れる市民の割合
現状値 31% ▶ 目標値 40%

◆中心市街地活性化協議会

市が策定する基本計画に対し意見を提出する機関として、地域全体を様々な角度から協議検討し総合的な中心市街地の活性化を推進する組織であり、会津若松商工会議所と株式会社まちづくり会津が共同設立者となり、平成19年2月21日に設立された。

◆市民協働による取組

本市では、市民、商店街、事業者、関係団体と「まちの目指す姿」の実現に向けて市民協働の観点から共に取り組み、全市的なまちなかづくりの機運醸成を図ってきた。

1 マチイクプロジェクト（令和5年度から）

第3期中心市街地活性化基本計画の基本理念である「まちが育ち、人を育み、未来へつなげるまちづくり」に基づく2つの基本方針の実現に向け、住民、事業者、関係団体、行政などの「まちづくりに関わる人」が実行委員会を組織し、協働で事業を行う。

- (1) まちなか情報発信事業
- (2) まちなかスペース活用事業
- (3) まちなか人材育成事業
- (4) まちなか景観維持事業

2 まちなか賑わいづくりプロジェクト

（平成26年度から令和4年度まで）

会津まちづくり応援隊（※）が策定した「まちなか賑わいづくりプロジェクト」や前計画である第2期中心市街地活性化基本計画に掲げた事業を具現化するため、商店街やまちづくり団体、商工・観光団体と地域の方々、行政とが協働で取り組んできた。

※ 会津まちづくり応援隊とは、公募による市民、商店街、まちづくり団体により設立した団体

- (1) まちなか誘導、案内板の設置
- (2) まちなかの植樹による憩いの場の整備
- (3) 通りの板塀化やバナー設置による景観づくり
- (4) まちなかの魅力を発信する情報誌の発行

株式会社 まちづくり会津

株式会社まちづくり会津は、「まちなか再生—中心市街地の活性化」を目指し、まちづくりのプロデュースとタウンマネジメントを行うために設立された第3セクター方式の株式会社である。

平成19年2月から、中心市街地活性化法の改正に伴い発足した会津若松市中心市街地活性化協議会の共同設立者として、また協議会事務局として、市の中心市街地活性化基本計画策定に向けた意見聴取と、その計画に則った事業の推進という役割を担っている。

◆設立 平成10年7月31日

◆所在地 会津若松市中町4番16号

◆資本金

授權資本 : 120,000,000 円

払込資本 : 58,300,000 円

(株式数: 1,166 株/価額 1 株あたり 50,000 円)

◆関係機関の出資状況

会津若松市 : 29,150,000 円

会津若松商工会議所 : 1,500,000 円

◆株主 145 名(発起人: 17 名)

◆事業(定款目的)

- ①都市開発に関する企画、調査、設計及びコンサルタント業務
- ②商業の振興を図るための経営、技術、販売、財務等に関する指導及び情報の提供業務
- ③各種イベントの企画、運営及び受託
- ④商店街、商店の販売促進のための共同事業に関する企画、調査、設計、運営及び受託
- ⑤土地、建物の有効利用に関する企画、調査、設計及びコンサルタント業務
- ⑥不動産の売買、交換、賃借及びその仲介並びに所有・管理及び利用に関する業務
- ⑦駐車場、会議施設、コミュニティホール等の商業基盤施設の企画、建設、運営及び受託
- ⑧図書館、公民館等、公共施設の管理運営、企画及び業務受託
- ⑨共同店舗、集合店舗等商業施設の企画、建設及び受託
- ⑩民芸品、食料品、酒類、清涼飲料水、タバコ、日用品雑貨の販売
- ⑪飲食店の経営
- ⑫情報通信機器を利用した情報処理並びに情報提供に関する業務
- ⑬出版に関する業務
- ⑭損害保険及び自動車損害賠償保障法に基づく保険の代理業
- ⑮シャトルバスの運行の委託業務
- ⑯旅行斡旋業務
- ⑰前各号に付帯し、または付随する一切の業務

◆設立経過

○平成8年4月～

青年会議所、商工会議所青年部、大学教員、行政職員によりまちづくり研究会が発足。

○平成9年3月

まちづくり研究会の呼びかけによりまちづくりネットワーク協議会が結成。

○平成9年9月

(仮称) 会津まちづくり会社設立準備会開催。

○平成10年4月

商工会議所を中心に改めて会津まちづくり会社準備会結成。

○平成10年7月

『中心市街地における市街地の整備改善及び商業等の活性化の一体的推進に関する法律』の施行

○平成10年7月31日

会津若松市、会津若松商工会議所の協力のもと「株式会社まちづくり会津」が設立される。

・資本金 3,115 万円

(市: 200 万円、出資率 6.42 %)

・株主数 148 人

○平成11年3月31日

『中小小売商業高度化事業構想(TMO構想)』策定。

○平成11年5月28日

株式会社まちづくり会津がTMOとして認定される。(※全国で17番目)

○平成12年7月31日

「改訂版TMO構想」が認定される。

○平成15年3月27日

経営基盤強化・新たな事業展開・有利な補助制度のため、株式会社まちづくり会津へ増資を行う。

・資本金 5,830 万円

(市: 2,915 万円、出資率 50 %)

○平成18年8月22日

改正中心市街地活性化法施行

○平成19年2月21日

会津若松市中心市街地活性化協議会設立

○平成23年3月1日～

会津若松市生涯学習総合センター(會津稽古堂) 総合案内業務・図書館窓口業務の受託

○平成30年8月

商工会議所内から現所在地へ事務所を移転

労働政策

一般財団法人 会津若松市勤労者福祉サービスセンター (愛称：あしすと)

本市では、中小企業に働く勤労者（パート・臨時雇用も含む）及び事業主の福利厚生の実現を図るため、勤労者互助会の財団法人化を目指し、平成10年4月、会津若松市中小企業勤労者福祉サービスセンターを設立。平成12年4月には福島県知事より財団設立の許可を得て、財団法人会津若松市中小企業勤労者福祉サービスセンターとして事業を開始した。なお、新公益法人制度により、平成25年4月からは一般財団法人へ移行している。

勤労者福祉サービスセンターは、勤労者の労働環境、社会・経済情勢の変化に伴い、週休二日制の普及や労働時間の短縮など余暇の増大と価値観の多様化という時代の要請を受け、これらのニーズに対応したきめ細かな質の高い事業を実施するため、組織体制・機能の充実を図っている。

前身の昭和53年設立の勤労者互助会との違いは、勤労者互助会が未組織労働者を対象としていたのに対し、勤労者福祉サービスセンターは中小企業を対象としていることであり、会員の加入対象が広がった。

その結果、市内企業の多くを占める中小企業の従業員と事業主が、事業内容を更に充実させた勤労者福祉サービスセンターの総合的な福利厚生を享受できることとなった。

なお、勤労者福祉サービスセンターは、市が補助金を交付して、支援・育成にあたっている。

◆会員加入状況

令和4年3月31日現在会員数	2,331名
令和4年度中加入者	227名
令和4年度中退会者	235名
令和5年3月31日現在会員数	2,323名

◆慶弔見舞金給付制度

会員とその家族にお祝いごとや不幸があった場合に、慶弔見舞金を支給する。

◆健康維持増進

会員の健康管理のため、人間ドック等に対する助成や、会員とその家族のため健康セミナーやスポーツ教室等の開催、健康維持管理のための情報の提供を行う。

◆老後生活安定

再就職、年金、生きがいの問題や生涯生活設計について講座を開催したり、会報等を通じて情報提供を行う。また、専門家を招いて老後の生活設計に関する相談を実施する。

◆余暇活動

- 1 自主事業（各種レクリエーション、お食事会等）に対し、助成補助を行う。
- 2 旅行代理店、ホテル、ペンション、旅館、民宿等と提携し、利用料の助成補助を行う。
- 3 各種レジャー施設（運動施設、遊園地等）と利用に関する提携を行い、割引利用のあっせんをする。

◆自己啓発

各種教養講座、文化教室や通信教育講座の情報を提供するとともに、割引利用のあっせんを行う。また、自主事業として講師を招き、講習会等を企画する。

◆財産形成

年金や融資等の講座の開催や、住宅取得に関する情報を提供する。

◆情報提供

定期的な会報「あしすとだより」発行により、会員の福利厚生に関するさまざまな情報提供を行う。

◆勤労青少年ホームの管理

指定管理者として会津若松市勤労青少年ホームの管理を行う。（平成18年4月より）

勤労青少年ホーム

勤労青少年ホームは、勤労青少年の福祉の増進のために各種相談、指導を行うほか、いこいやスポーツ、レクリエーション、文化教養等の健全な余暇活動の場を提供している。

◆施設

〈設置主体〉	会津若松市
〈工事費〉	446,397千円
〈竣工〉	昭和50年3月31日
〈建築構造〉	鉄筋コンクリート造地下1階 地上3階塔屋付
〈建築延面積〉	1,803.773㎡
〈主な施設〉	談話室、料理講習室、体育室、 集会室、茶道講習室・茶室、 和室、講習室、音楽室

- 〈主な事業〉 勤労青少年の余暇活動および知識取得のための事業を展開
- 〈主催講座〉 茶道、書道&ペン、料理、テニス、語学、華道&いけ花、バドミントン、ヨガ等
- 〈自主クラブ〉 バスケットボール、テニス、ソフトテニス、バドミントン、フットサル、卓球、着付、軽音、ウクレレ等

◆施設利用登録者状況 (単位：人)

区 分	5 年度	4 年度	3 年度
男	101	103	96
女	53	66	63
合計	154	169	159

雇用の安定と確保

雇用情勢について、新型コロナウイルス感染症の影響により有効求人倍率は一時1倍を下回ったが、現在は回復しており、1倍を超えて推移している。

引き続き雇用の安定・確保を図るため、ハローワーク会津若松など関係機関との連携を図りながら、雇用情報の収集分析と実効性の高い雇用対策を推進する。

◆新規学卒者等に対して

ハローワーク会津若松が主催する新規高卒者合同就職面接会の開催を支援する。

◆障がい者に対して

(独)高齢・障害・求職者雇用支援機構が行う相談・助言や各種助成制度、啓発・広報などについて、周知を図っていく。

また、会津地区障害者雇用連絡協議会の構成員として、支援学校やハローワーク会津若松、民間企業等との情報を共有し連携を図りながら、支援を行っている。

◆金融・雇用相談窓口

平成20年11月窓口再編設置。国、県等の関係機関との一層の連携を図りながら、雇用及び金融相談に広く対応。

◆求人情報ポケットの設置

ハローワーク会津若松の協力を得て、市民の方々に求人情報を速やかに提供する。

◆就職フェア in あいづ実行委員会

平成29年度に本市をはじめとする会津13市町村と県、商工会議所などの関係機関によって構成される実行委員会を設立。合同就職面接会を開催し、地域における雇用機会の創出に取り組んでいく。

○令和6年度就職フェア in あいづ
2回開催予定(8月2日、2月1日)

失業者に対する支援

◆緊急雇用創出基金事業

東日本大震災や原子力発電所事故の影響で、離職を余儀なくされた失業者の生活安定と再就職を図るため、県の「緊急雇用創出基金事業」を活用し、民間事業者等へ事業を委託し実施することにより、失業者に就業機会や次の雇用につながる人材育成の機会を創出・提供する。

会津町方伝承館

会津町方伝承館は、伝統産業や伝統工芸の振興を図り、「個性と魅力あるまちづくり」を進めるために昭和57年4月に国土庁（現在の国土交通省）から伝統産業都市モデル地区の指定を受け、昭和58年度に会津若松駅前美観整備事業、昭和59年度に大町地区市道美観整備事業を実施し、昭和60年度事業として設置した。

◆施設

構 造	鉄骨造二階建 (切妻屋根の蔵造りを基調)
敷地面積	346.92㎡
建築面積	191.52㎡
延床面積	325.53㎡ (1階 156.35㎡、2階 169.18㎡)
1 階	常設展示場(84.89㎡)、事務室等
2 階	企画展示室(137.70㎡)、収蔵庫
開館時間	午前9時から午後6時まで
休 館 日	月曜日、1月1日から1月4日まで及び12月31日
入 館 料	無料
企画展示室 利用料金	1日(9時～午後6時) 3,150円 3時間ごと(9時～正午、正午～3時、3時～6時) 各 1,050円

◆設置目的

市民や本市を訪れる人たちが伝統産業や伝統工芸と触れ合い、相互の交流を深めることにより、伝統産業の振興に寄与することを目的としている。

【見る機能】

展示品としては、会津塗、会津慶山焼、会津本郷焼、こけし、赤べこ、起き上がり小法師、会津福俵、会津天神、風車、会津唐人凧、あけび細工、曲げ物、竹細工、桐工芸品、会津木綿、からむし織、会津絵ろうそくなどがあり、展示品の一部について販売も行う。

【知る機能】

会津地方の伝統産業や伝統工芸などについての歴史や情報を提供する。

【集う機能】

企画や展示を通して、市民が集う場を提供する。

◆年度別入館者数

区 分	男(人)	女(人)	計(人)
令和5年度	6,146	7,227	13,373
令和4年度	5,538	6,055	11,593
令和3年度	3,521	4,644	8,165
令和2年度	3,199	3,713	6,912
令和元年度	5,888	7,808	13,696
平成30年度	6,622	9,309	15,931
平成29年度	6,399	8,715	15,114
平成28年度	6,592	8,799	15,391
平成27年度	8,983	11,130	20,113
平成26年度	7,735	9,918	17,653

◆月別入館者数（令和5年度）

区 分	男(人)	女(人)	計(人)
4 月	374	538	912
5 月	550	732	1282
6 月	379	385	764
7 月	550	545	1095
8 月	622	535	1157
9 月	876	1029	1905
10 月	713	965	1678
11 月	551	811	1362
12 月	282	259	541
1 月	484	559	1043
2 月	364	384	748
3 月	401	485	886
合 計	6,146	7,227	13,373

